

法科大学院評価基準要綱新旧対照表（平成31年度実施分）

No.	改定内容		頁
1	法科大学院評価基準要綱新旧対照表（抄）（平成30年6月改定）	教育課程の見直し 教育課程連携協議会の設置	1

法科大学院評価基準要綱新旧対照表（抄）（平成 30 年 6 月改定）

（下線の部分は改定箇所）

新	旧	関係法令等
第 2 章 教育内容	（同左）	
2－1 教育内容	（同左）	
2－1－1：重点基準 法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。 すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。	2－1－1：重点基準 （同左）	【専門職大学院設置基準】 （教育課程の編成方針） 第六条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 【学校教育法施行規則】 第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。 一 卒業の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。 【平成 28 年 3 月 31 日 27 文科高第 1187 号 文部科学省高等教育局長通知】 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）」

新	旧	関係法令等
		第二 留意事項 3 大学院については入学者受入れの方針の策定・公表のみが規定されているが、これは、改正前における同様の規定（第 172 条の 2 第 1 項第 4 号）について、今般の改正の際に整理を行ったものであり、従前の規定の趣旨から変更はないこと。なお、大学院においても、それぞれの自主的・自律的な判断に基づき、課程の修了の認定に関する方針や教育課程の編成及び実務に関する方針の策定に積極的に取り組むことが期待されること。
解釈指針 2－1－1－1 法科大学院の教育課程は、<u>法科大学院が司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関であることを踏まえて</u>、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成され、<u>かつ、状況の変化等に対応した見直しが行われる</u>ことが必要である。	解釈指針 2－1－1－1 法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていることが必要である。	【専門職大学院設置基準】 第六条 2 専門職大学院は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

第5章 教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等	第5章 教育内容等の改善措置	
5-2 教育課程の見直し等	(新設)	
5-2-1 <u>法科大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、専門職大学院設置基準第6条の2に規定された教育課程連携協議会を設け、その意見を勘案しつつ、適切な体制を整備した上で実施されていること。</u>	(新設)	【専門職大学院設置基準】 第六条 3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。 第六条の二 専門職大学院は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。 【平成29年9月21日 29文科高第542号 文部科学事務次官通知】 「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について（通知）」 第五 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第35号） 3 専門職大学院設置基準の一部改正 （2）留意事項 ① 教育課程連携協議会の設置形態については、一の専門職大学院に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や専攻等の別により複数の教育連携協議会を設ける形が考えられること。なお、既にいわゆるアドバイザ

		リーボード等の組織を設けている専門職大学院においては、当該既存の組織を活用しつつ、設置基準に定める構成等の条件を整えることにより対応することとして差し支えないこと。また、設置基準上の教育課程連携協議会であることが学内規程等により明らかにされていれば、その名称は必ずしも「教育課程連携協議会」としなくとも差し支えないこと。 ⑤ 教育課程連携協議会は、産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議するものであり、教授会その他の審議機関との適切な役割分担により、教育研究機関としての自律性を確保しつつ、産業界等と連携した教育の推進に向け積極的な機能を果たすことが期待されるものであること。
<u>解釈指針 5-2-1-1</u> <u>法科大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しを行うに当たっては、次に掲げる事項について教育課程連携協議会で審議することとされている必要がある。</u> <u>(1) 授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項</u> <u>(2) 授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項</u>	(新設)	【専門職大学院設置基準】 第六条の二 3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとする。 一 産業界等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項 二 産業界等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項
<u>解釈指針 5-2-1-2</u> <u>教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもつ</u>	(新設)	【専門職大学院設置基準】 第六条の二

て構成する必要がある。この場合において、(1)から(4)に掲げる者をそれぞれ1人以上含み、かつ、教育課程連携協議会の構成員の過半数は当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者とする必要がある。ただし、(3)及び(4)に掲げる者については当該法科大学院の判断により置かないことができる。 <u>(1) 当該法科大学院の専任教員</u> <u>ただし、当該法科大学院が必要と認める場合は、専任教員以外の教職員を加えることができる。</u> <u>(2) 法曹としての実務の経験を有する者</u> <u>(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者</u> <u>(4) 当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者</u>		2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、専攻分野の特性その他の当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合は、第三号に掲げる者を置かないことができる。 一 学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科(学校教育法第百条ただし書に規定する組織を含む。)の長(第四号及び次項において「学長等」という。)が指名する教員その他の職員 二 当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの 三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者 四 当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの 【平成 29 年 9 月 21 日 29 文科高第 542 号 文部科学事務次官通知】 「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について(通知)」 第五 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成 29 年文部科学省令第 35 号) 3 専門職大学院設置基準の一部改正 (2) 留意事項
---	--	--

		② 教育課程連携協議会の構成については、専門職大学院設置基準第6条の2第2項第1号から第3号まで（同項ただし書に規定する場合にあっては第6条の2第2項第1号及び第2号）の構成員をそれぞれ1名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該大学の教職員以外の者とするを基本とすること。 ③ 専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号の「当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体」は、主として職能団体や事業者団体を想定したものであるが、専攻分野の特性により、当該職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による研究団体なども含み得ること。 ④ 専門職大学院設置基準第6条の2第2項第3号に掲げる者を置かないことができる「当該専門職大学院における教育の特性により適当でないと認められる場合」としては、当該専門職大学院が専ら国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養することを目的としている場合が想定されること。
--	--	---

※ 平成31年度以降実施の法科大学院認証評価及び年次報告書等の調査より適用。